

○松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例

平成25年12月20日

松江市条例第70号

改正 平成26年3月26日条例第1号

平成28年12月19日条例第69号

令和4年3月30日条例第8号

令和4年7月12日条例第33号

松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例（平成17年松江市条例第329号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項及び第50条の規定に基づき、松江国際文化観光都市建設計画観光地区（以下「観光地区」という。）内における建築物の建築の制限等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

（適用区域）

第3条 観光地区は、建築制限の態様により、a地区、b地区及びc地区に分ける。

2 前項の地区の区域は、別図のとおりとする。

（観光地区内の建築物の用途等の制限）

第4条 観光地区内において、別表第1の（あ）欄の区分に応じ、（い）欄に定める用途の建築物を建築してはならない。ただし、市長が観光の利便上必要と認め、観光地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 観光地区内において、別表第2の（あ）欄の区分に応じ、（い）欄に定める設備を建築物に設けてはならない。ただし、市長が観光の利便上必要と認め、観光地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3 市長は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出席を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、観光地区建築審査会の意見を聴かなければならない。

（建築物の高さの制限）

第5条 法第46条の規定に基づき、島根県知事が昭和41年5月16日に壁面線として指定した線を越えて、一般国道431号側に建築する部分の高さは、一般国道431号から7メートル以下とする。

（指導及び助言）

第6条 市長は、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境保護の目的の実現を図るために、建築物の所有者等に対し必要な指導及び助言をすることができる。

（観光地区建築審査会）

第7条 市長の諮問に応じて、観光地区内における建築物の建築の制限等に関する事項を調査審議させるために、観光地区建築審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第8条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 審査会の委員は、都市の美観に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第10条 審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

2 会長は会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委員の除外)

第12条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係ある事件については、この条例に規定する議事に加わることができない。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項又は第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項又は第3項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法

人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日松江市条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月19日松江市条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日松江市条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月12日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 用途の制限（第4条関係）

(あ)	(い)
a地区、b地区 及びc地区共 通	(1) 住宅 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 自動車車庫（この条例において建築可能な用途の建築物に附属して設けるもの（当該附属する建築物が共同住宅、寄宿舎又は下宿である場合は、適用区域ごとに当該建築物について定められた建築可能な高さ以上にある自動車車庫に限る。）を除く。） (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練

	<p>習場又はバッティング練習場（屋内に設けるものを除く。）</p> <p>(6) ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に該当しないものを除く。）</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>(9) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p> <p>(10) 工場（政令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>(11) 自動車修理工場</p> <p>(12) 日刊新聞の印刷所</p> <p>(13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>
a地区	<p>(1) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（一般国道431号又は千鳥都市緑地に面して建築する場合は、一般国道431号から高さ7メートル以上に設けるものを除く。その他の場合においては、一般国道431号から高さ3メートル以上に設けるものを除く。）</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの（ダンスホールを除く。）</p> <p>(4) ダンスホールその他これに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による改正前の風営法（以下「旧風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないものを除く。）</p>

	<p>(5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの（旧風営法第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないものを除く。）</p> <p>(6) ナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの（旧風営法第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないものを除く。）</p>
b地区	共同住宅、寄宿舍又は下宿（一般国道431号から高さ3メートル以上に設けるものを除く。）

別表第2 設備の制限（第4条関係）

(あ)	(い)
a地区	共同住宅、寄宿舍又は下宿における物干しのための設備（一般国道431号及び千鳥都市緑地に面しないもの並びに外から見通せない手すり壁より低い位置に設けるものを除く。）

別図（第3条関係）

松江国際文化観光都市建設計画観光地区

